

令和7年度

総 会 議 案 書

令和7年5月17日

東 輝 会

令和7年度 東輝会 総会資料

1. 令和6年度活動経過報告
2. 令和6年度会計報告
3. 会計監査結果報告
4. 令和7年度活動計画案
5. 令和7年度予算案
6. 会則

令和6年度 東輝会 活動報告

開催時期	役員会	役員会議事内容
令和6年4月	役員会（14日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度会計監査 ・ 入学説明会、入学式参加報告について ・ 東輝会総会に向けて
令和6年5月	総会（18日） 役員会（26日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50周年記念品（校旗、緞帳）の寄贈について ・ 部活動への支援（横断幕、活動用具の支援）について ・ 新旧役員名簿づくり
令和6年6月		
令和6年7月	役員会（28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50周年記念祝賀会について ・ 在校生、卒業生への横断幕設置について
令和6年8月		
令和6年9月	役員会（15日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東輝会ホームページ（HP）の経過報告 ・ 50周年 周年行事について
令和6年10月	役員会（27日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50周年周年行事について ・ 周年行事実行委員会参加報告
令和6年11月		
令和6年12月		
令和7年1月		
令和7年2月	役員会（9日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50周年部活動支援について ・ 卒業生卒業記念品（QUOカード）の送付について
令和7年3月	役員会（23日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50周年部活動支援について ・ 記念祝賀会について ・ 総会に向けて

令和6年度 東輝会決算報告書

自 令和6年3月1日～令和7年3月31日

東輝会 会長 鶴岡 聡
 会計 近藤 謙一

収入の部		支出の部	
内訳	金額	内訳	金額
前年度繰越金 (現金)	19,130	役員会	
前年度繰越金 (ゆうちよ)	7,889,271	役員会飲食等	5,221
前年度繰越金 (みずほ)	5,004,158	会議費 (会議参加費 + 交通費)	50,760
会費	16,000	令和6年3月5日	1,800
雑収入	1,032	令和6年3月26日	1,800
預金利子	1,032	令和6年4月9日	2,640
		令和6年4月14日	9,520
		令和6年5月26日	4,000
		令和6年7月28日	6,000
		令和6年9月15日	7,000
		令和6年10月12日	2,000
		令和6年10月27日	6,000
		令和7年2月9日	10,000
		小計	50,760
		会議会場費	15,930
		令和6年4月14日	2,762
		令和6年5月26日	3,283
		令和6年7月28日	2,735
		令和6年9月15日	3,867
		令和7年2月9日	3,283
		小計	15,930
		事務費	118,915
		コピー代	690
		文房具購入	2,725
		ホームページ維持費	115,500
		小計	118,915
		通信費	4,419
		交際費	844,541
		50周年会場予約金	100,000
		学校支援・横断幕・パイプ設置	
		令和6年4月23日	271,830
		令和6年6月5日	49,170
		令和6年6月25日	15,400
		令和6年7月4日	44,990
		令和6年8月27日	174,900
		令和6年9月5日	44,990
		令和6年9月9日	87,450
		令和6年9月9日	55,811
		小計	844,541
		送金手数料	3,520
		次年度繰越金	
		次年度繰越金 (現金)	791
		次年度繰越金 (ゆうちよ)	6,881,336
		次年度繰越金 (みずほ)	5,004,158
収入合計	12,929,591	支出合計	12,929,591

令和7年4月27日

上記の通り、報告いたします

会長 鶴岡 聡
 会計 近藤 謙一

上記の通り、相違ありません

会計監査 川股 健二

令和7年度 東輝会 活動計画（案）

開催時期	役員会	役員会議事（案）
令和7年4月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・総会資料作成について ・会計監査 ・50周年記念祝賀会について
令和7年5月	総会	
令和7年6月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・50周年記念祝賀会 ・その他
令和7年7月		
令和7年8月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・50周年記念祝賀会 ・その他
令和7年9月		
令和7年10月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・50周年記念祝賀会 ・その他
令和7年11月	50周年記念祝賀会	
令和7年12月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・その他
令和8年1月		
令和8年2月	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ・東輝会ホームページ（HP）の運用状況について ・総会準備 ・その他
令和8年3月		

令和7年度 東輝会 予算（案）

収入の部		
科目	金額	備考
会費	600,000	4,000円×150名
雑収入	5,000	
内 訳	項目	金額
	貯金利子	5000
収入合計	605,000	
前年度繰越金（現金）	791	
前年度繰越金（ゆうちょ）	6,881,336	
前年度繰越金（みずほ）	5,004,158	
総計	12,491,285	

支出の部		
科目	金額	備考
役員会（4月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会（6月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会（8月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会（10月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会（12月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会（2月）	10,000	会議会場費、お茶代
役員会議参加費	50,000	会議参加者交通費
事務費	115,000	ホームページ運営維持費
通信費	10,000	郵送料
学校支援	5,000,000	部活動活動補助
周 年 記 念	記念品（校旗・緞帳）	2,000,000
	記念品作成	1,000,000
	記念式典準備金	2,000,000
支出合計	10,235,000	
次年度繰越金（現金）	20,000	
次年度繰越金（ゆうちょ）	2,236,285	
次年度繰越金（みずほ）	0	
総計	12,491,285	

東京都立足立東高等学校同窓会（東輝会）会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は東京都立足立東高等学校同窓会東輝会と称する。

（所在地）

第2条 本会は本部の所在を会長宅に置くこととする。

（目的）

第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図るとともに、足立東高等学校の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡および情報交換をすること
- (2) 同期会等の協力
- (3) 足立東高等学校の活動・行事の助成・協力および地域の発展に寄与すること
- (4) その他本会の目的達成に必要と認める事業

第5条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 会員

（会員）

第6条 本会は次の会員によって構成される。

- (1) 正会員 足立東高等学校の卒業生で会費納入したもの
- (2) 準会員 足立東高等学校の卒業生であって、入会時に何らかの理由により、会費の納入ができなかった方。本人の入会の意志を書面にて確認次第、準会員となることができる。入会后、入会金を納入し、理事会の承認をもって正会員となることができる。
- (3) 特別会員 足立東高等学校の教職員及び教職員であった方及び卒業生の父兄

第3章 役員および幹事、監査・相談役

（役員）

第7条 本会には次の役員を置き、その定数は次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 理事 2名以上（庶務担当、事業担当、広報担当、書記担当）
- (4) 会計 2名以上

第8条 役員を選任については理事会で会員の中から推薦し、総会で承認する。
役員任期は3年とし、再任を妨げない。役員は任期満了または辞任の後でも、後任者が選任されるまではその職務を行う。但し、解任された場合にはその限りではない。

第9条 役員は次の通りとする。

- (1) 会長 本会を代表し、本会の運営を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事 会長及び副会長を補佐し、本会の業務について協議し実行にあたる。また会長及び副会長と理事会を構成し、総会の準備をなす。
 - ・庶務担当：総会の行事計画・運営、会則・細則の改廃立案、各種会議の運営・議事の記録、本会の庶務及び会の運営全般に関する事項。その他の担当に属さない会の事項。
 - ・事業担当：本会の事業計画・運営、予算及び決算に関する事項。
 - ・広報担当：広報に関する事項。
 - ・書記担当：本会の議事に関する記録。

これらの担当事項については理事会の承認を得て実施する。

- (4) 会計 予算及び決算の原案を作成し、これを理事会に諮るとともに、同窓会の金銭の出納を管理する。

第10条 役員が次の各号の一つに該当するに至った場合には、理事会の議決をもってこれを解任し、総会で承認する。

- (1) 本同窓会会則に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) その他本会の役員として不適当であると思われる重大な理由があるとき

(監査・相談役)

第11条 本会に監査・相談役を置く。監査・相談役の選任は理事会において本会員および特別会員の中から1名以上推薦し、総会で承認を得るものとする。

- (1) 監査は会務の活動の監査と会計の監査を行う。
- (2) 相談役は会務の活動の助言・相談等を行う。
- (3) 監査・相談役の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- (4) 監査・相談役の解任については役員に準じるものとする。
- (5) 監査の選任において、本会員および特別会員以外で学校関係団体の運営等に見識のある者に依頼し、外部監査役を置くことができる。

第4章 運営

(会議)

第12条 本会の会議は次の通りとする。会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は全会員で構成された本会運営の最高議決機関である。

- (1) 総会は定例総会と臨時総会とし、会長が召集する。定例総会は毎年度の4月末日までに開催する。臨時総会は会長又は理事会が召集を決議したとき、その他必要あるときに開催しなければならない。
- (2) 定例総会は次の事項を行う。
 - ・事業の計画及び予算の承認
 - ・事業の報告及び決算の承認
 - ・役員承認及び幹事の承認
 - ・会則の改廃及び会費に関する承認
 - ・その他重要な事項
- (3) 定例総会の召集は少なくとも30日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載したHPに通知をする。
- (4) 臨時総会は役員会が必要と認めたときに、会長が召集できる。

第5章 会計

(資産の構成)

第14条 本会の資産は入会金、寄付金その他の収入による。

(会費)

第15条 正会員は入会金として入会時に4千円を納めなければならない。

- (1) 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。
- (2) 準会員は入会后、相当の期間内に、事務局に所定の方法によって入会金を支払うものとする。
- (3) その他の経費については別途協議を行い決定するものとする。

(会計年度及び予算と決算)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- (1) 本会の毎年の予算は、理事会の案を総会に提出し、承認を得て成立する。
- (2) 本会の決算は、監査員の監査を経て会計役員がこれを総会で報告し、承認を得て成立する。
- (3) 会計監査報告及び会計承認報告は、HPにて行う。

(活動費用等)

第17条 本会の役員又は会員が本会事業の目的を達成するために行う活動については、次の費用を支払う。

(1) 会議出席及び行動費

- ・会議出席1回につき1,000円。
- ・交通費：JR、私鉄、バス運賃の実費とする。但し経済的合理的な手段によるものとする。

する。

- ・これらの費用については参加後に所定の書面による申請をもって支払いを行う。

(2) 本校行事等への参加

- ・本校行事等への参加において本校より招待、依頼を受けた役員については、第17条(1)に基づき、費用を支払う。また別途参加費等が発生する場合にはその代金も支払うものとする。

- ・これらの費用については参加後に所定の書面による申請をもって支払いを行う。

(3) 本校部活動への支援

- ・本校の部活動が関東大会・全国大会出場の際は、理事会、総会の承認を得て、下記条件で支援をするものとする。

① 宿泊費については、宿泊代金の50%を上限とする。

② 交通費については、経済的合理的な交通手段による交通手段の代金50%を上限とする。

- ・その他部活動への支援については、理事会、総会の承認を得て、支援をするものとする

(4) その他必要な費用については、理事会、総会の承認を得るものとする。

第6章 会則の変更

(会則の変更)

第18条 本会会則の変更は総会の議決をもって行う。

第7章 附則

(設立年月日)

第19条 本会の設立年月日は昭和57年11月14日とする。

第20条 本会則は昭和57年11月14日より施行する。

- (1) 昭和57年11月14日制定
- (2) 平成18年4月30日改正施行
- (3) 平成21年2月15日改正
- (4) 令和4年7月23日改正
- (5) 令和5年3月5日改正
- (6) 令和6年5月19日改正

以上